

「境界問題相談センター愛媛」遠隔地調停等実施に関する運用指針

(趣旨)

第1条 この運用指針は、日本土地家屋調査士会連合会が推奨する境界問題相談センター（以下「センター」という。）において実施する相談及び調停（以下「調停等」という。）について、調停等の当事者が、遠隔地に居住している等の理由により、当事者から調停等の申込みを受付けたセンター（以下「受付センター」という。）と当事者が希望するセンター（以下「遠隔地センター」という。）の施設を利用してウェブ会議システムを利用した調停等（以下「遠隔地調停等」という。）の実施にあたり、手続等の運用指針を示すものである。

(対象とする土地)

第2条 遠隔地調停等において対象とする土地は愛媛県内の土地に限る。

(電話等問合せ対応)

第3条 相談者が、愛媛県土地家屋調査士会事務局に電話や来所にて問合せする際、オンライン調停等について問合せがあった場合、日本土地家屋調査士会連合会が定める「境界問題相談センター遠隔地調停等実施要領」及び、境界問題相談センター愛媛が定める「オンライン調停手続等実施規程」に記載された内容のうち、開催場所及び禁止事項を重点的に説明する。

- 2 禁止事項を説明した上で当事者が遠隔地調停等を希望する場合は、受付面談の申込時に、別に定める「誓約書」の提出を受ける。

(遠隔地調停等の開催場所)

第4条 遠隔地調停等の開催場所は、原則、受付センターの会議室と遠隔地センターの会議室とし、両会議室をウェブ会議システムで接続することとする。

- 2 遠隔地調停等のうちオンライン受付面談においては、センター長が相当と認める場合においては、遠隔地当事者の自宅と受付センターの会議室をウェブ会議システムで接続することができる。

(遠隔地センターとの事前協議)

第5条 遠隔地調停等の実施において、遠隔地センターのセンター規則に配慮しながら、実際の実施について遠隔地センターと事前確認を行う。

- 2 遠隔地調停等の実施にあたり、遠隔地センターの本人確認等実施担当者の職氏名、及び遠隔地センターへの連絡を行うためのメールアドレスを事前に確認する。

(遠隔地調停等の接続情報の通知)

- 第6条** 遠隔地調停等の実施に伴うウェブ会議システムの接続情報（接続 URL 及びパスワード）については、当事者が出頭するセンターの所属会にメールにより送信する。
- 2 前条第2項の場合における接続情報の通知は、当事者がメールによる送信を希望する場合は、当事者のメールアドレスを確認しメールにより送信する。
 - 3 前項のメールによる開催通知には接続情報のうち URL のみを記載するものとし、そのパスワードは記載しない。
 - 4 前項のパスワードは遠隔地調停等の開始時刻の30分前に別のメールで送信する。
 - 5 当事者が、メールによる送信を希望しない場合は、当事者に接続情報を印字した書面を送付する。
 - 6 前項による場合は、接続情報のパスワードも一括して印字し書面にて郵送する。

(遠隔地調停等の準備)

- 第7条** センター愛媛は、ウェブ会議システムを遠隔地調停等の開始時刻の15分前にウェブ会議システムを立ち上げ、実施可能な状態を整える。
- 2 遠隔地調停等の開始時刻より前に当事者がウェブ会議システムにアクセスした場合は、ウェブ会議システム上の待機状態にて待機していただき、開始前に接続されることが無いように留意する。

(オンライン受付面談の実施)

- 第8条** 遠隔地調停等のうちオンライン受付面談を実施する場合は、遠隔地センターの遠隔地調停等実施担当者に本人確認及び同席者の有無の確認を依頼し、ウェブ会議システム上でその報告を受ける。
- 2 第4条第2項に基づき、遠隔地当事者の自宅をウェブ会議システムで接続する場合は、受付面談員が直接、遠隔地当事者に対し、前項の本人確認等を実施する。
 - 3 ただし、オンライン受付面談においては同席者の有無の確認において、遠隔地当事者のWebカメラで周囲を確認する等の措置までは取らない。

(オンライン相談の実施)

- 第9条** 遠隔地調停等のうちオンライン相談を実施する場合は、遠隔地センターの遠隔地調停等実施担当者に本人確認及び同席者の有無の確認を依頼し、ウェブ会議システム上でその報告を受ける。
- 2 前項の確認報告は、期日の都度、実施する。

(オンライン調停の実施)

- 第10条** 遠隔地調停等のうちオンライン調停を実施する場合は、遠隔地センターの遠隔地

調停等実施担当者に本人確認及び同席者の有無の確認を依頼し、ウェブ会議システム上でその報告を受ける。

2 前項の確認報告は、期日の都度、実施する。

(センター愛媛が遠隔地センターである場合の対応)

第 11 条 他のセンターが実施する遠隔地調停等において、愛媛県内に居住する当事者のためにセンター愛媛がそれに協力する場合は、日本土地家屋調査士会連合会作成の「境界問題相談センター遠隔地調停等実施要領」を遵守しつつ、他のセンターと事前に協議を行い進めるものとする。

2 前項による遠隔地調停等実施担当者は、センター愛媛の運営委員がその業務にあたる。

(使用する機器類)

第 12 条 ウェブ会議システムで使用する電子機器（ノート PC）は、センター愛媛専用の物を使用するものとし、土地家屋調査士会の通常事務に使用している電子機器は使用しない。

2 ただし、通信ケーブルや外部出力画面機器、調査士会が使用している通信プロバイダー等は除く。

3 遠隔地調停等で知り得たメールアドレス及びその他の個人情報、遠隔地調停等の期日が終了した後、速やかに削除する。

(改廃)

第 13 条 この運用指針の改廃は、運営委員会と協議の上、本会の理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

本規程は 2024 年 12 月 20 日から施行する。